

別紙

小・中学校段階における文化部活動改革のための取組チェックシート

次の1～3は、文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（文化庁策定。以下、「国のガイドライン」という。）に示されている学校の設置者及び小・中学校等^{*1}が取り組む主な内容です。各項目を確認の上、文化部活動改革のための取組の実施をお願いします。

1 学校の設置者が取り組むこと

- (1) 学校の設置者は、国のガイドラインに則り、本県の「小・中学校における文化部活動の指針」を参考に、「設置する小・中学校に係る文化部活動の方針」を策定する。
 - ① 方針に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。
 - ② 方針に、各学校の文化部が参加する大会等及び地域の行事、催し等の数の上限となる目安等^{*2}を定める。
- (2) 学校の設置者は、各学校において文化部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等^{*3}を行う。
- (3) 学校の設置者は、次の2に示す中学校等が取り組むことに関して、適宜、支援及び指導・是正を行う。

2 小・中学校等が取り組むこと

- (1) 校長は、学校の設置者が策定する「設置する小・中学校に係る文化部活動の方針」に則り、毎年度、休養日及び活動時間等を設定した「学校の文化部活動に係る活動方針」を作成する。
- (2) 校長は、指導内容の充実、児童生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な文化部活動を実施できるよう、適正な数の文化部を設置する。その際、児童生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部の設置も検討する。
- (3) 校長は、文化部顧問の決定等に関して、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行いながら、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- (4) 校長は、児童生徒の教育上の意義や、児童生徒や文化部顧問の負担が過度にならないことを考慮して、学校の設置者が定める各学校の文化部が参加する大会数及び地域の行事及び催し等数の上限となる目安等に基づき、参加する大会等を精査する。
- (5) 校長は、各文化部の活動内容を把握し、児童生徒が芸術文化等の活動を行い、

教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う等、「学校の文化部活動に係る活動方針」の運用を徹底する。

- (6) 校長及び文化部活動の指導者は、児童生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (7) 文化部活動の指導者は、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。
- (8) 文化部活動の指導者は、文化部活動に関わる各分野の関係団体等作成の指導手引を活用して、合理的でかつ効率的・効果的な指導を行う。
- (9) 文化部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- (10) 校長は、上記の活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

※1 小・中学校等とは、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校小・中学部のことをいう。

※2 目安等は、学校の文化部活動が参加する大会等及び地域の行事、催し等の全体像を把握し、学校や地域の実情（地域を挙げて取り組んでいる文化芸術活動等）を考慮した上で定める。

※3 参考資料として様式1、2を添付。